

# カーネーション生産に関する契約書

## 様

この契約は下記育成者の開発したカーネーションにつき、日本国内の販売代理権を持つフジ・プランツ株式会社（以下甲という）と、切花に限定されて生産を許される生産者（以下乙という）と、管理責任者（以下丙という）との間で締結するものである。

### 第1条

甲は乙に対し、下記の育成者・販売会社のカーネーションの種苗を提供し、乙は栽培期間中、この種苗を使用して、切花を生産・販売する。

- フジ・プランツ株式会社 ●ブライヤー社 ●株式会社サカタのタネ ●愛知県・農研機構
- ヒルベルダ・コイ社 ●ハイブリッド社 ●セレクタ社 ●サンタマリア社

### 第2条

- 甲が乙に対して提供する種苗（以下種苗という）の代金支払方法その他この契約に定めのない点については、すべて甲の取引規定による。
- 種苗の本数は甲が発行して乙または丙に交付する請求書記載の品種数量とする。

### 第3条

- 乙は種苗を自己の切花生産のためのみ使用することができ、かつ生産した切花を販売することが出来る。
- 乙は種苗の全部または一部を他へ譲渡してはならず、またその種苗の全部または一部（これから生じた植物体を含む）を使用して増殖を計るなど、前項以外の目的に使用してはならない。

### 第4条

乙は生産した切花を出荷する場合には、種苗カタログ記載の品種名を明記しなければならないが、これ以外の品種名を使用してはならない。

### 第5条

種苗の栽培中に生じた突然変異種はすべて育成者の所有に帰するものとし、乙は、これらの突然品種を発見した場合には、直ちに甲に連絡し、その指示に従う。

### 第6条

甲は予告なしに乙の栽培地、栽培方法、出荷成品、並びにこれらおよび出荷に関する帳簿を調査することが出来、乙はこれに協力する。

### 第7条

- 乙がこの契約条項のいずれか1つに違反したときは、甲は乙に対して是正を勧告し、その勧告後10日以内に違反が是正されないときは、この契約を解除することが出来る。
- 前項によって契約が解除されたとき、乙は種苗およびその生育もしくは派生したものの一切を、乙の負担により、甲に返却する。この場合、乙は自己が支払った代金の返還は勿論、その生育その他に要した費用の償還を甲に対して請求することは出来ない。

### 第8条

- 乙がこの契約条項のいずれか1つに違反したときは、前条によって契約の解除をなすと否にかかわらず、甲は乙に対してその損害の賠償を請求することが出来る。
- 前項の損害賠償の額につき、甲はその実損害の額にかかわらず、次の額とすることが出来る。  
イ、乙がこの契約に違反して増殖または販売したときは、増殖または販売した種苗・植物体の数量に甲販売苗単価の50倍を乗じた金額。  
ロ、乙がこの契約に違反して譲渡したときは、その譲渡人が増殖、譲渡または販売した種苗・植物体の数量に甲販売苗単価の50倍を乗じた金額。

### 第9条

この契約の期間は、この契約調印の日を開始し、乙が種苗の植付けを完了してから1年を経過した日に終了する。ただし、この契約の条項中、乙の義務に関するものは、契約期間終了後も、その効力を有する。

### 第10条

丙はこの契約に基づく乙の義務の履行を指導し、監督する責任を負う。

### 第11条

この契約に関する紛争の管轄裁判所は甲の本社所在地を管轄する裁判所とする。

平成 年 月 日

甲 〒444-0412  
(住所) 愛知県西尾市一色町生田竹生新田1-309

フジ・プランツ株式会社

代表取締役 鈴木 善和  
電話 (0563) 72-3611 (代) ファックス (0563) 73-6785

乙 〒 電話 ( ) -

(住所)

(氏名)

(印)

丙 〒 電話 ( ) -

(住所)

(氏名)

(印)

※管理責任者とは、生産者に代わり、生産者からの注文をとりまとめて甲に発注する種苗代理店・農協などをいいます。(矢花公平法律事務所作成)